

山武市告示第 68 号

山武市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(目的)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に当たり全庁的に取り組むため、山武市まち・ひと・しごと創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 創生本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法に基づく人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略に関する目標及び施策に関する進行管理に関すること。
- (3) その他地方創生に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、部長、会計管理者及び議会事務局長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、創生本部を総理し、創生本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 創生本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第 6 条 創生本部の指示する事項について調査、検討（以下「調査等」という。）を行うため、創生本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長、副幹事長及び幹事を置き、本部員が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事長は、総務部企画政策課長をもって充て、副幹事長は、幹事長が指名した者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を招集し、主宰する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事長は、必要があると認められるときは、幹事以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキングチーム等の設置)

第7条 本部長は、必要に応じて創生本部に、ワーキングチーム等を設置することができる。

2 ワーキングチーム等の構成員は、本部長が指名する。

(庶務)

第8条 創生本部及び幹事会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、創生本部及び幹事会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月21日から施行する。